

## 議第41号

京都市桂川療護園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市桂川療護園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市桂川療護園条例の一部を改正する条例

京都市桂川療護園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 法第5条第6項に規定する生活介護を行う事業

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第11項に規定する施設入所支援を行う事業

第4条第2項第1号中「30人」を「40人」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号に掲げる事業に係る入所定数 40人

第6条第1項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、「及び附則第2項」を削る。

第6条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、次に掲げる額の合計額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 第2条第1号から第3号までに掲げる事業に関し法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 食事の提供に要する費用及び居住に要する費用に相当する額として別に定める額

附則第2項を削り，附則第3項を附則第2項とする。

附 則

この条例は，平成22年4月1日から施行する。

提案理由

京都市桂川療護園について，身体障害者療護施設としての事業を廃止するとともに，新たに行う生活介護及び施設入所支援に係る事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。